

総合科学技術会議
第80回評価専門調査会議事概要（案）

日時：平成21年6月4日（木）13：00～15：00

場所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、相澤議員、本庶議員、白石議員、今榮議員、青木議員、
青木委員、阿部委員、飯島委員、尾形委員、久保田委員、
来住委員、齋藤委員、榊原委員、田淵委員、知野委員、中杉委員、
中村委員、廣橋委員、古川委員、本田委員、陽委員、村上委員

欠席者：榊原議員、金澤議員、田路委員

説明者：仁賀経済産業省地域経済グループ地域技術課課長

三上経済産業省産業技術環境局大学連携推進課課長補佐（企画担当）

鈴木農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室長

小林農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課課長補佐（産学連
携企画班）

上崎農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課課長補佐（産学連
携振興班）

事務局：岩橋審議官、天野参事官他

- 議 事：1. 開 会
2. 評価専門調査会（第79回）議事概要（案）について
3. 総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価について【議題
1】
4. 平成19年度に実施した「国家的に重要な研究開発の事前評価」
のフォローアップについて【議題2】
5. その他
6. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 第79回評価専門調査会議事概要（案）
資料2 「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の適否につ
いて（案）
資料3 「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップにつ
いて（案）
資料4-1 「地域イノベーション協創プログラム」ヒアリング資料

- 資料 4-2 平成 19 年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ 指摘事項への対応状況：地域イノベーション協創プログラム
- 資料 5-1 「イノベーション創出基礎的推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の研究開発の概要
- 資料 5-2 平成 19 年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ 指摘事項への対応状況：イノベーション創出基礎的推進事業
- 資料 5-3 平成 19 年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ 指摘事項への対応状況：新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- 参考 1 「総合科学技術評価専門調査会運営規則」
(平成 13 年 4 月 13 日 総合科学技術会議 評価専門調査会)
- 参考 2 「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」
(平成 17 年 10 月 18 日 総合科学技術会議決定)

(机上資料)

- 「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の適否検討について」
(第 79 回評価専門調査会 (平成 21 年 3 月 26 日) 資料 4)
- 「メタンハイドレート開発促進事業 (フェーズ 1 終了時) プロジェクト中間評価の概要について」 (第 79 回評価専門調査会 (平成 21 年 3 月 26 日) 資料 5 (経済産業省提出))
- 「メタンハイドレート開発促進事業 (フェーズ 1 終了時) プロジェクト評価 (中間) 報告書」 (平成 21 年 1 月 経済産業省) (経済産業省提出)
- 「海洋基本法」 (平成 19 年 法律第 33 号) (経済産業省提出参考資料)
- 「海洋基本計画」 (平成 20 年 3 月 閣議決定) (経済産業省提出参考資料)
- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」 (平成 21 年 3 月 経済産業省) (経済産業省提出)
- 「メタンハイドレート開発について」
(平成 18 年 1 月 経済産業省資源エネルギー庁石油・天然ガス課)
- 「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の適否について」
(平成 18 年 3 月 23 日 評価専門調査会)
- 「メタンハイドレート開発促進事業 (フェーズ 1) プロジェクト中間評価報

告書（抄）」

（平成17年7月 産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会）

「「メタンハイドレート開発促進事業」評価指定に関する発言と追加意見の一覧」
（平成18年2月24日 評価専門調査会）

「「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の適否に関する追加質問事項」
（平成18年2月24日 評価専門調査会）

「第51回評価専門調査会の指摘事項に対する回答について」

（平成18年2月 経済産業省資源エネルギー庁石油・天然ガス課）

科学技術基本計画 （平成18年3月29日）

分野別推進戦略 （平成18年3月28日）

国の研究開発評価に関する大綱的指針 （平成20年10月31日）

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「地域イノベーション協創プログラム」について
（平成19年11月28日）

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「イノベーション創出基礎的推進事業」について
（平成19年11月28日）

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」について
（平成19年11月28日）

「科学技術による地域活性化戦略」（平成20年5月19日 総合科学技術会議）

議事概要：

【奥村会長】定刻になりましたので、第80回の評価専門調査会を開催させていただきます。

本日は、大きく2つの議題がございます。1つは、総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価について。これは前回ご議論いただきました件でございます。2つ目には、平成19年度の事前評価のフォローアップ状況でございます。

それでは、初めに、事務局より資料の確認をさせていただきます。

<事務局から配布資料・机上資料の確認が行われた>

【奥村会長】

前回、第79回のこの専門調査会の議事概要の確認をさせていただきたいと思っております。

資料1の議事概要につきましては既に事前に各委員の皆様にお届けして内容等ご確認いただいておりますので、特段の意見がなければご承認いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、ご承認いただいたものとさせていただきます。

議題1に入りたいと思います。「総合科学技術会議が必要と認め指定して行う評価について」です。前回もご議論いただきましたが、引き続き本日ご議論いただき、結論を得たいというふうに考えております。

本日の議事の進め方ですが、まず事務局より取扱い案について説明をさせていただきます、それをもとにご検討いただきたいと思います。

審議に先立ちまして、事務局より進め方及び取扱いについて説明して下さい。

<事務局から資料2に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】 それでは、ただいまの案につきまして、ご意見あれば賜りたいと思います。

知野委員。

【知野委員】 前回申し上げたんですけれども、基本的には評価した方が良いと思っております。というのは、やはり国の大型プロジェクトの場合、最近評価しない方向にどんどん動いていっているように見受けられます。

この場合も、長期間にわたるといふことと、それから、これをどこで評価していくのかがはっきりしていないという問題があります。ここの文章を読みますと、評価等を踏まえてその見直しが予定されておりとありますが、経済産業省がちゃんと第三者委員会などで評価していくことを担保しているものなのかどうかという疑問があります。

それから、国全体として参与会議で政府全体による評価・推進体制が整備されているとなっております。参与会議とありますけれども、これやはり計画を国全体でつくったわけで、いわば推進している側であるわけなんですね。そうしますと、やはり推進側とは別に第三者的な客観的な評価が欲しいなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。どこが評価を客観的にしていくのかということをもう少し明確にした方が良いと思います。

加えて言うならば、一番最後のところに、もし総合科学技術会議が評価の必要性はないものと判断するのであれば、その後続けて、どこそこがちゃんと定期的に見てきちんと評価していくということを明記すべきです。巨大プロジェクトというのは非常にお金も時間もかかるものですから、やはり体制をきちんとつくり、担保していくべきではないかと思っております。

【奥村会長】 最初のご指摘の表現について。

【天野参事官】ご説明させていただきます。この海洋基本計画の見直しの予定でございますが、これは法律上5年ごとにこの計画を見直すことになっていきます。その際に各施策についての評価を行った上でということで、基本的には海洋政策基本本部で行われるわけでございます。ただし、その前に、先ほど申しました有識者からなります参与会議でそのチェックが行われるというような体系になっているものです。

【知野委員】ということは、経済産業省は評価はしないわけですね、もうこれ以上。

【天野参事官】失礼しました。前回もご説明を受けたかと思いますが、経済産業省は産構審の中に評価委員会があって、そこで評価を行っています。1月には中間評価が取りまとめられております。また、産構審の前に、専門家によります詳しい評価をするという体系で、経済産業省では評価をされています。

【知野委員】いえ、質問したのは今までのことじゃなくて、これから進めるに当たって、要するに海洋政策本部だけじゃなくて、経済産業省の方も産構審で引き続き評価して、チェック体制は保っていくんだという、そういうことです。

【天野参事官】フェーズ1はそういう形ですが、フェーズ2も同じ体制で、中間時に評価をして、進行状況等を確認することになっており、またフェーズが変わるときには評価をするという予定になっていると承知をしております。

【知野委員】では、経済産業省というのを一言書いたらどうでしょう。

【天野参事官】ここでは、経済産業省は当然に事業の推進・評価をやっておりますが、それに加えて新しい仕組みの中でチェックする、あるいは政府、各府省が連携して推進する体制がとられているという整理をした方がより、総科とし評価をやるかやらないかという判断のときに重要なポイントになるのではないかと整理をさせていただいたものです。

【奥村会長】他にご意見ございますか。

どうぞ、村上委員。

【村上委員】今日初めて参加いたしますので、見当外れの発言になるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

今、評価の手續についてのご発言があったのですが、私は今日初めてだということもあり、何を評価するのかという点に非常に強い関心がございます。このメタンハイドレートは100年分の賦存があるということで、エネルギー問題、資源問題上非常に有効な貢献をし得る研究開発だと思います。今、原油は価格が高いですが、日本経済は、定常状態でも5兆円、ガスも3兆円ぐらいの外貨を払い続けています。価格がちょっと倍になれば5兆円とか3兆円とかいう金額がそのまま所得移転していくわけですから、そこを日本から制御できるような知見が出てくるということは非常に大きな意義を持っていると思います。

そういう意味でこれは非常に重要な研究開発だと思います。

金額が大きいということと長期だという2つの特性がございますが、長期で経済的に有効な採掘技術を確立するということが15年後あるいは20年後の最終目標だと思うのですが、その過程でもこういう研究開発は非常に有効な貢献をし得るのではないかというふうに思います。

それは、今100年の埋蔵量があるということなんですけれども、恐らくこれは原始埋蔵量に対して現行の消費量を対比させたもので、この段階では原油価格の国際的なバーゲニング等には全く有効な知見、情報にはならないと思います。しかし、これが科学的な知見に基づいた確認埋蔵量となり、可採埋蔵量ベースの情報として科学的な知見に基づいて原油換算の可採年数が出て来得るとすれば、それは今回のエネルギー危機にも影響を及ぼし得るものだと思います。研究開発の成果として、最後の年に、15年経って採掘技術が確立するということとは別に、非常に重要な意義を持てる研究開発だと思っております。そういう視点がこの評価のプロセスの中でどのように扱われているのかということについてお聞きできればと思います。

【天野参事官】先生ご指摘のとおりの実業だと思いますが、そういう意味もございまして、今回経済産業省だけではなく、海洋基本計画の中に位置付けられ、政府全体として推進していくという形になっております。

詳しくはご説明いたしませんでしたが、従前からこのメタンハイドレート開発促進事業の事業説明の中では先生がおっしゃったような、エネルギー政策からくる観点での事業ですが、今回はそれらに加えて、日本が有する海洋資源全体の開発という視点も加えて、今回この海洋基本計画上の位置付けも明確になっているということでございます。

そういう意味で、担当府省でございます経済産業省が推進する事業から政府全体として推進する事業に推進チェックする事業になってきたという全体の位置付けがあるのではないかというふうに承知をしております。

【奥村会長】資料2の参考1の3ページのところをごらんになっていただくとおわかりになるのですが、実は本件は平成18年度に一度評価専門調査会で検討し、その中で宿題になっているものです。この宿題になった理由が、参考1の3ページの2段目のパラグラフ、経済産業省に云々という以下です。平成18年のときは、いわゆる計画から遅れているということで、当初計画よりですね、その視点から総科が評価を改めて実施する必要があるかどうかを検討しました。

その結論の中で、本研究開発を進めるということについては確認されている事項です。その際に、フェーズIが終了する状態で、もう一度、参考1の3ページにある2つの視点から、総合科学技術会議の評価対象とするかどうかを検

討する宿題が残されているという状況です。総科が実施する研究開発の評価対象、大きく分けると2つありまして、資料2－参考2にあります2.の(1)の大規模研究開発、(2)の総合科学技術会議が指定する研究開発。現在のこのメタンハイドレートにつきましては、この(2)の評価指定するかどうかで宿題として残されていると、そういう経緯の検討対象だということをご理解いただきたいと思います。

中杉委員。

【中杉委員】その観点でということ先ほど天野参事官の方からご説明があったのでちょっと疑問を感じているのは、社会的な関心が高いものというのはまさに社会的関心が高いものに相当するだろう。それから、国家的・府省横断的な推進の必要が認められるもの、これもまさにそのとおりだというふうに思いますけれども。そこら辺のところの話が今回の文章の中に何も、前を読めばわかるよということなのかもしれませんけれども、何もなくて、いきなり4つ目の観点からいいと、今回やらなくても良いということになってしまうので、少しその辺のところをもう少し補足が必要ではないか。

前回の議事録を見させていただくと、私結構気にしてたもんですから。最後の方で、メタンハイドレートを動かすことによって何か起こらないかというふうなご指摘もありますよね。この辺のところについてもやはり何かの、途中でご説明ありましたが、そこら辺も環境保全について十分配慮してということをごさいますので、そこら辺を文章に書き加えないと、これだけ読んでいくと誤解を、何があってるんだろうかという誤解を招くような感じがいたします。

【天野参事官】ちょっと追加でご説明をさせていただきます。資料2－参考2の2の(2)には指定する検討の視点が書いてございます。ここに書いてある視点については、経済の情勢は常に変化をしてございますし、予定外の変化もある。国がやるプロジェクトで社会的関心が低いものは多分ないだろうということで、この視点を額面どおりではなくて、こういう観点から計画の見直しあるいは反映がされているか。こういう観点を踏まえてプロジェクトの内容の変更があり、あるいは追加がありということがされているかどうかということやはり改めて評価をする視点かなというふうに理解をしているところでございます。

そういう意味では、今回、先生おっしゃるように、確かに1つずつ整理を詳しくは記述しなかったもんですから舌足らずなところはございます。現在の情勢、社会情勢を見て、より推進していかなきゃいけないということ。あるいは、今後の技術開発をする上で新しい現場の状況を踏まえて技術の見直しをしていくことによって計画が多少遅れているということでございますとか。社会的関

心がより高くなったので政府全体としてやっているということ。その中で今まで経済産業省だけでしたけれども、今回は文部科学省、国土交通省なんかも含めまして連携体制をとっているという状況からしますと、指定して評価するかどうかの4つの視点に関する検証を改めて行う必要はないということで整理をさせていただきました。

確かにその部分が足りない、この文言の中では詳しく記述整理をされてなかったということはあるかもしれません。

【奥村会長】あと、他にございませんか。

青木委員。

【青木委員】私は全体としては結論としてはこれで良いのではないかなとは思いますが。理由として、今回この検討する理由として挙げられているのは、1つは経済性に見合った産出方法の開発がちゃんと推進できるような体制になっているかどうか、その評価のチェックがされたかどうか。それと、環境への影響評価がちゃんとやれるような体制になっているか。その2点をチェックして、今後評価すべきかどうかを判断するんだらうと思っておりました。

そういう意味では、3ページ目のこのように本研究開発については、①、②と書いてあるところについては、そのことを①、②であげた方がいいのではないかなという感じがしています。

それで、今書かれている文章を読みますと、確かに環境影響での評価についてはやる体制ができて推進することは確認できるんですけども、現在の表現ですと経済性に見合った産出方法の開発がこの中でうまく進んでいるかどうかということについては評価する形になっているというふうに書いてないように思うんですね。

そういう意味で、なおかつ机上資料の向こうからも出された第1章評価の実施方法のところの15ページ目なんかを見ますと、フェーズ1ではメタンハイドレートの経済性を評価するシステムを開発したと、しかし、うまく評価できなかったと書いてあるんですね。だから、きちっと評価する体制が経済性の評価をやる体制がこういう形で今組まれているということは何かどこかで表現しておく方が良いのではないかなというふうに思いました。それがないとちょっと心配になります。

以上です。

【奥村会長】実質的な内容の担保をきちっと、先ほどの中杉委員のご指摘も同じ趣旨かと思えますけれども。

【天野参事官】この内容を説明させていただきます。今青木先生がご指摘いただいた2点、経済的な産出方法と環境影響という点が盛り込まれるかどうか平成18年の宿題になっていることですが、前回のこの評価専門調査会での先

生方のご意見がどちらかというとは非常に幅広い観点から、指定して評価すべきかどうか検討すべきとご意見が多かったものですから、そういうもう少し幅広く、先ほど参考資料2のとおり総合科学技術会議が指定する4つの視点で見た方が良いかなということで整理をさせていただきました。確かに先生おっしゃるように、本件の議論の経緯を踏まえますと、この2点でより端的にやるということが必要かというふうに思います。

【奥村会長】あとは。

齊藤委員。

【齊藤委員】今のご議論でよろしいと思うんですけども、私の今までの認識では、今経済的な産出という話と環境への評価というのは当然ながら最初から含まれていると。それで、2年遅れたという点については予想外のことで、それについてどうするかというのがここでの問題提起であったと、先ほど参事官からご説明あったとおりで。2年についてはしかるべき理由があるということを確認したということと考えます。

先ほどここでご心配のある経済性の話と環境の話というのは既に前回のご報告でも基本的には行われて、当初の計画でも基本的にはあるということなので、もしそういうご疑問があるなら、それはこれでちゃんとできているので、今この評価専門委員会でする対象にする理由にはならないということをごどこかこの案の中に簡潔に書き込んでいただくのがよろしいと存じます。論点は、経済性という話と環境の話と、それから遅延に対する対処、多分3つだと思うので。今主に遅延に対する対処のことを参事官お話しいただいたと思うので、あとの2点についてもここに明記していただいて、そういうことを含めて、これは前向きの方で進めるというのが経済産業省での考えでもありまじょうし、それから政府全体としての考えでもあるということをございますので、そういうことが進められるように経済産業省を中心にやっていただいたらよろしいと思います。

以上でございます。

【奥村会長】ありがとうございます。

それでは、他に。

古川委員。

【古川委員】ご指摘の点は私も理解します、けれども、ご指摘の点はこの文章を慎重に読めば盛られていると思います。

採択したのが3年前のことだから正確に私も思い出せませんが、当時のいきさつがこの文章にはよく読めば書かれている。まず、全体の文脈としては、環境への影響と経済性という2点が問題であると。その点に関しては経済産業省の方の評価と、それから海洋基本計画の方の方針に委ねられて、そこで

十分に問題点が議論され、結論が出されているから、だからこそこで改めて評価をやる必要がないというシナリオになっているわけですね。ですから、そういう意味でこの文章を読めば、よく読めばわかると私は思います。

ただ、指摘したい点は、まず1ページ目の一番下の2行目ですが、「しかしながら、本研究開発については」というのは、これはだれがどこでやったかという、18年3月の評価専門委員会でやったことですね、「しかしながら」以下も。ですから、そのところが文章の段落ができてしまっているものですから、「しかしながら」以降が、だれがどこでやったのかというのがよくわからないので、できるならば下から3行目のところの「必要性は認められないこととした。」そこで丸ポツにして、そこに続けて、「同時に、本研究開発については経済性に見合った」何々というふうにつなげて、主語がはっきりすればよいのではないかと。

それから、2ページ目に移って、3行目というか2段落目ですね。「本研究開発については」何々と書いてありますが、これはいつこういうふうなことを決めたかという日にちがわかりませんね。ですから、このところに、いつ評価専門調査会はこういうふうに変更して調査・検討の適否について調査・検討を行ったということを書いていただきたい。その結果、下の段落は、今度は委ねた方ですから、「経済産業省は」という独立してやるのではなくて、「他方、経済産業省は」というふうに、そちらに委ねた表現があれば、私は全体としての文脈が通っているのではないかなというふうに理解しました。

【奥村会長】それでは、大変貴重なご意見多々いただきましたが、それらを参考にさせていただきながら、本日ご提案の趣旨でご了解いただけますでしょうか。

ご了解いただけますと、私の方でとりまとめ、事務的に経済産業省に通知することになります。その文案につきましては、ただいまいただきましたご意見を参考にさせていただきながら、文案作成については私にご一任いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【奥村会長】ありがとうございます。

それでは、そういうように取り扱わせていただきます。引き続きまして、第2の議題でございます。平成19年度に実施いたしました「国家的に重要な研究開発の事前評価」、そのフォローアップについてでございます。

対象になります事業は3つございます。いずれも大規模研究開発でございます。 「地域イノベーション協創プログラム」、 「イノベーション創出基礎的推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」という3

つでございます。

本日は、担当府省でございます経済産業省及び農林水産省それぞれの研究開発の事前評価におきます指摘事項に対するその後の対応状況などのヒアリングを行わせていただきます。その後、先生方にご議論いただきたいと思っております。

そうした後、次回のこの調査会の前までに各先生方からさらにご意見をいただき、それをもとに事務局でフォローアップの結果の取りまとめ案を作成し、次回のこの調査会でお示しをし、ご議論をいただきとりまとめたいというふうに、そのような進め方を考えてございます。

それでは、初めに、このフォローアップの進め方について、事務局より説明させます。

<事務局から資料3に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】それでは、早速最初の議題に入りますが、その前に、資料の最後の参考1をごらん下さい。

この参考1は運営規則です。その第5条をごらんになっていただきますと、この調査会は原則公開として行うことになっておりますが、「会長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。」ということと、「その理由を公表する」ということが規定されています。

これからのフォローアップのヒアリングに関しましては公開で進めて、その後委員の先生方の間でご議論いただきます。ここの部分につきましては、関係府省並びに傍聴の皆様にはご退席いただいて、それぞれ自由闊達な先生方のご意見をしていただきたいと、そういう趣旨で議論する際は非公開とさせていただきたいと、そういう運営にさせていただきたいと思っております。

議事録も、その非公開の部分につきましては先生方の個人名は伏せて、意見の概要を公開すると、そういう運営にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【奥村会長】それでは、そういう進め方にさせていただきますので、最初に、経済産業省の「地域イノベーション協創プログラム」について、始めたいと思っております。

初めに、事務局から説明してください。

(事務局から、資料3に基づいて説明が行われた)

【奥村会長】それでは、これから経済産業省からフォローアップの状況をご説

明いただきますが、約10分でお願いしたい。特に、指摘事項に対するフォローアップの状況をご紹介いただきたい。その後、委員の先生方には約15分とって、経済産業省にご質問していただきます。その後に、別件の農林水産省のヒアリングを行い、質問をしていただき、皆さん方に関係府省の方はご退席ただいて、3件の議論をしていただくと、そういう構成に考えてございます。

それでは、経済産業省、お願いいたします。

【仁賀課長】地域技術課、仁賀でございます。よろしくお願いいたします。

当プログラムですが、地域技術課と大学連携推進課、2つでやっておりますので、当初私の方から技術課の部分を説明し、後ほど大学連携推進課の方から担当部分を説明するという形で説明させていただきます。

まず、資料として、パワーポイントの資料がお手元にあると思いますが。このプログラムでございますが、地域でイノベーションを次々と創出して地域経済の活性化を図るとというのが最終的な目的でございます。

ポイントとして4つほど書いてございますが、地域の資源を有効利用して地域で技術開発をどんどん進めていくような体制をつくろう。そして、それを実現しようというものでございます。

内容として2つありまして、①イノベーション創出基盤整備、基盤の形成、②イノベーション創出研究開発、要するに研究開発を実際に行うもの、この2つがございます。それぞれについて2つずつ細かな技術開発制度がございまして、イノベーションを創出する共同体をつくるということと、創造的産学官連携体制をつくる。それと、イノベーションの創出の研究開発を行うものと、大学発の事業創出実用化を行うものでございます。要するに基盤を整備して、その後研究開発を行うことによって、実際に新事業、新産業の創出を行うというものでございます。

次のページでございますが、目標とするアウトカムを実現するための取組ということで、それぞれの地域にございますそれぞれの機関の問題点と現状を書いてございます。研究機関、企業、大学、それぞれ財政が厳しい、あるいは設備が入手できない等々問題がある中で施策を打たなきゃいけないと、こういう内容になっております。

施策といたしましては、まず共同体でございますが、下の方の3ページのところに地域イノベーション創出共同体形成という事業がございます。この事業でございますが、地域の公設試験場あるいは大学等、設備を持っている機関はたくさんあるわけです。それらの設備が地域において有効利用される、あるいはどこにどういうものがあるかわからないということは非常にもったいない話でございます。また、それを使える人、使い方についてアドバイスする人、これもなかなか個別には見つからないというこういう背景がございまして、それ

らの課題をみんなで協力して解決しようというものでございます。

ブロックごとに、大学、研究機関、公設試験場が集まった共同体というものを組織いたしまして、そこにある設備機器あるいは技術者をみんなで使う、有効利用しましょうというものでございます。これらをつくりますと、地域の企業の技術的なワンストップ窓口ができるというふうに考えております。

現実に、4ページのところでございますが、日本地図にありますように、全国9カ所に既に共同体ができております。それぞれ20カ所から50カ所の機関が協力する形ができておりまして、ようやく運用が開始されたところでございます。

5ページのところに、実際に効果があったという事例が書いてございます。ある県の中でのみならず、そのブロック内での情報交換ができるというのが非常に効果であると考えております。

6、7、8ページは大学連携推進課からでございますので、ちょっと飛ばしまして、9ページのところにまいります。9ページのところでイノベーション創出研究開発事業、これは研究開発をするものでございます。提案公募によりまして、地域で必要な研究開発を実施するというところでございます。研究開発の規模といたしましては、2年間、1年目は3,000万円から1億円、2年目は5,000万円、これが一般型です。地域資源型というのは、1年目は500万円から3,000万円、2年目が2,000万円以内と、こういう形でそれぞれの研究開発テーマを、大学と産学連携によって提案していただきまして、それを審査して、良いものを採択して事業を実施していただくと、こういう仕組みでございます。

次のページ、10ページでございますが、20年度の実績が書いてございます。申請件数356件出てきておりまして、採択件数118件、倍率3.0倍ということでございます。そのうち、他府省事業に関係するものが21件ということでございます。現在まだ研究開発、それぞれの研究機関あるいは企業が研究開発を進めておるところでございますけれども、1年目の募集状況はこういう状況でございました。

またちょっと飛びまして、15ページ目のところでございますが、省庁連携ということを考えまして、今年度から始めた事業でございますが、産学官連携拠点というものを選定しようということをやっています。地域の産学官連携拠点を提案していただきまして、それを文部科学省及び経済産業省が選定する。その選定されたところには、研究開発事業等を重点的に配分しよう、という仕組みが今21年度から開始したところでございます。現在まだ選考中でございますが、こういうような形でそれぞれの研究開発あるいは基盤整備を連携させてやろうということを進めておるところでございます。

16 ページのところでございますが、16 ページのところはこれも文部科学省、経済産業省が協力してやっていることでございます。地域にイノベーションを推進する機関たくさんございますが、それらの全国的な組織をつくって、それらを文部科学省、経済産業省及びそれぞれの関係する団体が、独法が応援していこうというような仕組みも今年度からつくりました。これによりまして、研究開発を進めた企業がその研究開発をもとに新しい事業を進めることが容易になると考えておるところでございます。

次に、ご指摘の点でございますけれども、まず1点目の科学技術を進めて、その後地域の振興に結びつけるときの、関係諸施策との協働による相乗効果ということでございます。今説明しましたように、文部科学省とも連携しておりますし、他の省庁、農水省とも連携しております。一番最初に説明しました共同体の中には公設試験場の中には農林水産省系の公設試験場もございますし、地域の文部科学省のJST関係のサテライトプラザ等も入っていただいているところでございます。このような形で、全体で連携をとりながら、省庁間の連携をとりながら事業を進めています。

それから、企業のニーズのマッチングと技術のシーズのマッチングということでございます。これにつきましては、我が方では、技術開発を進める際に民間企業等から専門の技術審査員あるいは事業化審査員にそれぞれのテーマを評価していただいております。よりニーズとシーズがマッチングする、要するに世の中に必要な研究開発を進めていくというテーマが選ばれるように採択のところでも工夫しているところでございます。

また、実用化につきましては、実際にプロジェクトを進めた研究体に対して、プログラスマネージャーを置いて事業化を念頭に置いた研究開発をしてください、研究開発終了後もフォローアップしてくださいということを要求しながら事業化を進めるような仕組みを構築しております。

3つ目のテーマで、国際競争力のある事業を選定をするべしということでございます。この地域イノベーション研究開発事業におきましては、地域別ではなくて、申請は地域の企業が出てくるわけでございますが、審査としてはまさに技術の新規性あるいは成果の事業化可能性が適切かどうかということで全国的な視点で審査しておりまして、国際競争力のあるテーマ、今後地域のためあるいは我が国のためになるようなテーマを選定していくという体制をとっているところでございます。

【三上課長補佐】続きまして、大学連携課の三上から説明させていただきます。

ただいま、仁賀課長から、地域においてイノベーションが次々と創出するためには、1ページでございますが、まずはその基盤形成、すなわちネットワークをつくることと、そのネットワークができた上で研究開発を行うことと、こ

の2つの柱が重要であると説明しました。当課におきましては、このネットワーク研究開発の中においても、特に大学をいかに絡めるかという点で産学連携の強化ということで2つの事業を行っております。

6ページ目にお移りください。6ページ目はそのネットワーク基盤形成に係るものでございますが、創造的産学連携体制整備事業でございます。この内容は中身が2つ分かれておりまして、創造的産学連携事業、これは各大学の近くに置かれておりますTLO、技術移転機関でございますけれども、これが横断的に活動できるための活動資金を補助しているものでございます。すなわち、TLOの中のコーディネーターがそのTLOの中だけで活動するのではなく、水平展開、横のTLOとの連携を図ったり、すぐれた諸外国の事例を自分のところに持ち込んでその展開を図ったりとするような活動事業でございます。

それから、2つ目の柱が大学等技術移転促進事業というものでございまして、これはTLO自体が立ち上げるときに、その立ち上げに必要な資金を3分の2、5年間に限って補助するものでございます。現在47のTLOが設置されておりますので、ほぼこの事業については大体役目を終えつつあると考えているところでございます。

この創造的産学連携事業の実績につきましては7ページ目をごらんいただけますように、昨年6つのTLOを採択いたしまして、それぞれこの中のコーディネーターがすぐれた活動をしていただいております。例えば8ページ目にごらんになれますように、関西のTLOにおきましては、この中のコーディネーター、非常に積極的なコーディネーターが2名いらっしゃるんですが、その方が近隣のTLOを回っていただいて、あるいは近隣の大学を回っていただいて、1つのその地域のハブとしてTLOとして活躍、現在非常に立派な成績をおさめております。関西TLOは3年前危機に瀕しておりましたが、最近では経営も黒字にのり。それから、和歌山大学ではこのTLOの活動前では年間の産学連携共同が数百万円程度であったものが、今では数千万円あるいはそれ以上というように、このTLOがうまく産と学の間に入って仲介することによって、地域における産学連携体制というのが整備されつつあります。

それから、続きまして11ページ目でございます。続きまして、2つ目の柱でございます、研究開発の面でございます。これは、いかに産学連携において大学側の技術シーズをうまく活用するかという視点に置いたプログラムでございます。下のスキームに書いておりますけれども、産学連携もいろいろございます。企業が中心となって進めるものもありますし、大学がやっていきたいものもあると。それぞれをうまく支援できるようにスキームを今2つ立てております。

12ページ目に移っていただきますと、これまでのこの事業での採択倍率が

書いてございますけれども、平成20年度におきましては倍率が8.1倍というように、この制度についても浸透してきておりまして、近年非常にすぐれた案件が採択できるような状況になっているというところでございます。

13ページ、14ページに最近のすぐれた研究開発事例というのを挙げておりますけれども、このように大学発の、ある意味地域大学における隠れた技術をいかに発掘するかということの本事業は目的としております。

続きまして、事前評価における指摘につきましては、当方については②のいかに企業ニーズと技術シーズを高精度にマッチングするかという指摘がなされましたが、この事業につきましてはまず評価する場合、審査採択する場合においては、経験豊富な多彩な知識を有識者として選びまして、事前評価及びそれから本審査という厳しい審査を経て、実用化に資するものであるかどうかという視点で審査しておるところでございます。

以上でございます。

【奥村会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから15分ほどとりまして、先生方の経済産業省に対するご質問をお願いしたいと思います。すみませんが、できるだけ簡潔によろしくお願ひしたいと思います。いかがでございましょうか。

青木委員。

【青木委員】 いろいろとご丁寧な説明ありがとうございます。少しちょっとわからないところがありますのでお願いしたいんですけども。指摘事項の3つ目にあります、地域の強みを活かし、国際競争力のある研究開発の推進ということで、資料の中の15ページの図を用いながらご説明いただいたのではないかとおっしゃっているんですが。拠点によって地域の研究体制等を整備していくということは理解したつもりなんですけれども。こういう体制を推進していく計画、さらにこの体制を推進する計画というのはどのようにお考えなのかをちょっとお聞かせ願えるとありがたいと思います。すみません。

【仁賀課長】 15ページの産学官連携拠点の話でございまして、これは今年から始めた事業でございまして。文部科学省と我々経済産業省で各地域でそういう連携拠点をつくる提案をしていただきまして、それを認定しようというものです。

その中にはいろいろな事業をやりたいと書いてございまして、我々といたしましてもこのような固まりで産学官連携して皆さんでやりたいという話につきましては、重点的に応援するべきだと思っています。選定されたものにつきましては、今後その事業予算等を重点的に配分していくというような形でこの事業を進めていきたいなというふうに思っております。

【尾形委員】 10ページの申請件数が356件という数字があるんですけど

も。これ主に申請書を書いているのは大学あるいは国立研究所、民間という分類でいきますと、ほとんどは大学あるいは国立研究所で申請書を書いているというふうに思ったら良いですか。

【仁賀課長】いや、私の理解では、民間企業の方が多いと理解しております。

【尾形委員】民間企業の方が多いんですか。

【仁賀課長】はい。

【尾形委員】だれが申請書を出して。

【仁賀課長】申請者は、我々の条件といたしまして、企業だけではまずだめで、企業と大学あるいは企業と地域の公的研究機関が一緒に出してくださいという条件になっています。したがって、大学の研究というよりも、大学のシーズを活用した企業がこういうことをしたいんだというような話のほうが多いです。その間に管理法人というのがございまして、それが取りまとめて持つてくるとというのが標準的なスタイルでございます。

【尾形委員】わかりました。それなら少し安心したんですけども。この企業ニーズと技術シーズのマッチングという点に関して、もし受ける、ある意味で民間から頼まれて受ける側が、いや、そういう人はいませんとか、そういう技術はありませんということでそこで話が消えているのが多いとすれば、企業のニーズは余り的確につかんだことにならないので、その辺のところを少し気を配って、企業のニーズがどういうところにあるかというのをこの制度を通してよくつかんでいただければというそういう要望なんです。

【仁賀課長】かしこまりました。事業化については我々非常に興味持っており、事業化の進めていただけるようなテーマをとるようにしております。

【尾形委員】ありがとうございました。

【奥村会長】他にご意見。

中杉委員。

【中杉委員】2点ございます。最初は、4ページのところで、創出共同体が地域ごとにつくられていますけれども。これご説明にあったように、20から50という数字で、これ始めたばかりで今の段階でとやかく言うことはないのかもしれないけれども。例えば関東だと関連するところは非常に数が多いだろうと思うところが非常に少なくということでございます。そこら辺のところは、そのギャップは何で現段階で生まれているのだろうかということが1つ。

それからもう1つ、12ページのところで、倍率、申請件数、採択件数が出ておりますけれども。これ年度ごとに大きく変動して、採択率も変わってきている、こういう事情、どういう理由があるのか、ご説明いただければと思います。

【仁賀課長】まず1点目の共同体でございますが、確かに関東とか近畿とか大

きな地域は少ないんです。実際去年から始めまして、地域的にまとまりの良いところはダダダッとすぐ集まって、例えば九州とか59、北海道だと52ということで、ほとんどの機関が参加していただいたということでございます。

一方、関東というところとちょっと範囲が広すぎまして、それで今のところこういう状況でございますが、現在さらにメンバーを集めるべくやっているところで、もう少し時間をいただければなと考えています。

【三上課長補佐】続きまして、12ページの採択倍率の変化でございますが。まず、これ平成17年度のみ採択件数が70件と多くなっておりまして、この事業がこの年から競争的資金に登録されたことを受け、若干採択件数が多くなっているというのがございます。

あと、並べてみますと、15年度から20年度まで大体平均すると20件、あるいは平成18年度は40件というのはございますけれども、この微妙な違いにつきましては、11ページに戻っていただきまして、補助額につきまして1件が1年間あたり1,000万円以上から1億円程度というふうにかなり金額においてはそのプロジェクトの必要な規模というものを我々も勘案しまして、差を設けております。必要なプロジェクトには大きな補助をする、少ないものには少ないものとする。

ちなみに、ご参考までに、地方、市町村のこういった大学発のマッチングファンドというのは大体1件当たり1,000万と聞いておりますので、今回当方でやっている事業というのは1億円出せるというのはやはり地方にはできない、国による事業だと言えることができると思います。

以上でございます。

【相澤議員】こういう形で進んでいることは大変結構なんですけど、知的財産支援体制のことでちょっとお伺いいたします。部分的には入っているように進んでいますが、現在各TLOが迎えているかなり危機的状態に対してどのぐらいの支援状況なのか。これで賦活化できるという程度のものなのかどうか、そのあたりのところはいかがでしょうか。

【三上課長補佐】TLOの置かれている状況につきましては、まさに皆様ご存じのとおりです。非常に厳しいところもございますが、一方、頑張っているところもある。大体TLO法が施行されて間もなく約10年経とうとしておりますけれども、それぞれのマネジメントの優劣によって経営の優劣がはっきりわかってきているというところがございます。

経済産業省としても、今後TLOのいかに多くTLOを出すかというフェーズから、次に、いかにそのTLOの質を上げていくべきかというふうな検討の視点を変える時期にきているのではないかと考えております。

6ページの(1)の創造的産学連携事業といいますのはまさにその質を高め

るため、TLOがその地域に凝り固まるのではなく、いかに横の良い事例を学ぶかということの、この事業はそういった質を上げるための事業と考えていただければと思っております。

以上でございます。

【奥村会長】あと他にございますでしょうか。

田渕委員。

【田渕委員】ご説明ありがとうございます。平成19年度のときに検討会でこちらのプロジェクト一応いろいろ確認をさせていただいたんですが。たしかこれ5年間ということ、先ほどさらっと5年計画ということ、594億円、総額というふうにご説明あったかと思うんですが。今20年度の取組については非常によくわかったんですが、20年度から24年度まで、この5年間の中でどういった形で今後進めていこうとされているのか。

本来はアクションプランといいますかそういったものがあって、それに対して20年度ここまでできているとかできていないとかそういった観点での評価というのにも必要になってこようかと思うんですが。

そのあたり、アクションプランというのがどこかに示されているのであれば、次回でも構いませんので、それを明らかにしていただきたいと思います。事前評価書の中には24年度までの一応予算入ってますよね。その予算というのがどういう形で考えられたものなのか、そういったものはもしあればですけども、あると思うんですけども、予算作成されていच्छゃると思うので。そういった形でもし資料があればご提出いただければと思います。

以上です。

【奥村会長】あと、他に。

村上委員。

【村上委員】地域とイノベーションとの関係で、もう1つ質問ですが、各地域で産業クラスターを構築していこうという動きがあろうかと思いますが、この事業で案件の採択を決めるときに、各地域が持ってます産業クラスター戦略というのはどういう影響を持っているのかという点についてお聞かせいただければと思います。

【仁賀課長】産業クラスター計画につきましては、当課で平成13年度より進めているところでございます。地域で産学官のネットワークをつくって、その活力とそのネットワークを活用して新しい事業を進めていこうということでございます。今までに全国18プロジェクト進めておりまして、企業数では1万700社の参加を得ているところでございます。

それで、このプロジェクトと研究開発事業との、産業クラスターと研究開発事業との関係でございますが、今年度から審査のときにそれぞれの計画書に、

地域における産業クラスター計画との関係というものを書いてもらいまして、それに対してどのような影響があるかというところも評価の対象としていただいております。

したがって、産業クラスター計画と連携した形で、産業クラスター計画をより進めるような事業が優先的に採択されるというような審査体制を組んでおります。

【奥村会長】まだあるかもしれませんが、よろしゅうございますか。

それでは、簡潔にお願いします。

【中村委員】こういうのは資料にもありますが、文部科学省でも産学官連携拠点というのをやっておられるわけで。経済産業省と文部科学省はどちらがおやりになった方がうまくいくのかなと思って伺っていたんですが。ぜひともどうしたらうまくいくのかという、お互い良いところがあると思いますので、そういうところの情報を共有してもらって成功率を上げていただけると良いんじゃないかと思います。

【仁賀課長】一言コメントさせていただきますと。先ほどもありましたけれども、15ページのところに産学官連携拠点というものを地域でつくっていこうという話を文部科学省と経済産業省が共同で今年から始めております。文部科学省側は大学からのシーズを、大学で地域に使えるようなシーズを出してくると、経済産業省側はそれを受け止めるとともに地域のニーズを大学の方に伝えていくと、こういう話だと思っております。お互い協力しながらやったら良いなということで、このような、15ページにありますような連携拠点というものをづくり、良い結果を出したところについては、文部科学省も経済産業省も重点的に予算を配分していこうというような体制になっております。これを押し進めることによりまして、地域がよりよい形で発展していくということが期待できるのではないかと考えているところでございます。

【奥村会長】きょうこれからフォローアップですのでこれから議論するんですが、その上で必要なことを私の方から確認させていただきます。

まず、指摘事項の第2番目の、いわゆる企業化するためにニーズとシーズの高精度のマッチングをしてくださいということが事前評価の要件だったわけですね。その高精度というのはどこに担保されているのかというのが1点。

それから、3番目の指摘事項で、地域の仕事とはいえ、やはり国際競争力を担保できないと長続きしないのではないかとというのは当時の議論であって、その国際競争力を担保する案件を採択しているというのはどこを見たらわかるのかということですね。

例えば、10ページ目の地域イノベーションの創出事業の円グラフを拝見しますと、上が採択案件で下が応募案件の分布ですね。応募案件の数に比例す

る形で採択案件数が決まっている。要するに分野によってきちっと応募案件数に比例して採択案件数が配分されているような格好になっていますが。こういうのを見ると、本当に国際競争力を担保した上での審査がされているのかという疑問が生じるんですがね。

ですから、②、③に対する指摘事項に対してはどこを見たら工夫をされたのかというのがわかるんでしょうか。

【仁賀課長】まず、高度なシーズとニーズのマッチングでございますけれども。我々審査のところで豊富な経験とか専門知識を持っていらっしゃる方々にお願いしております。現在700名と書いてございますが、それぞれの分野においての専門家ということでございます。その方々にそれぞれのプロジェクトを審査していただくということになっております。昨年度はそれぞれのテーマについて、1つのプロジェクトにつきましてはその技術的専門家4名、それと事業化専門家4名と、この8名の点数を踏まえまして採択をしているところでございます。

したがって、世の中のシーズ側というのは技術者の技術的評価、ニーズ側というのは事業化できるかどうかという事業者側の判断ということでございまして、そのマッチング、その一番良いところ、良い点数をとった人から採択ということによりまして、高精度というか良い研究開発テーマが採択できるものと考えております。

国際競争力につきましても同様でございまして、その技術が外に出て行かないと意味がないわけでもございまして、実際に技術レベルが高くて、かつ事業化もできるもの、それを地域という観点ではなくて、国内、全国ベースで選定して採択していくということで、ある程度採択テーマの精度は保たれているというふうに考えております。

【奥村会長】ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、時間ですので、本件につきましては以上とさせていただきます。

なお、経済産業省におかれては、先ほども一部ご要望がございましたけれども、こちらから再度新たな資料提出をお願いするときは事務局からご連絡差し上げますので、よろしく対応方お願いしたいと思います。

【仁賀課長】ありがとうございました。

【奥村会長】それでは、引き続きまして、農林水産省のご説明を受けることといたします。

ご苦労さまでございます。それでは、これから農林水産省の2つの事業のフォローアップのヒアリングをさせていただきます。

最初に、事務局から、事前評価の際に行いました指摘事項について、改めて

説明をさせていただきます。

(事務局から、資料3に基づいて説明が行われた)

【奥村会長】ありがとうございました。

それでは、これから農林水産省の方には2つの事業を続けてご説明お願いしたいと思いますけれども、時間の制約がございますので、指摘事項に対するフォローアップをどういうふうにされてきたのかというところが委員の皆様にはわかりやすく説明できるよう工夫していただきたいと思います。約15分で2つの事業のご説明をお願いしたい。

【鈴木室長】ご紹介いただきました農林水産省の技術会議で産学連携室長をしております鈴木と申します。農林水産省の競争力資金を2本担当しております。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料5-1を1枚おめくりをいただいて上に置きながら、いただいたご指摘に対する対応状況をご説明をしていきたいと思っております。

1つ目、イノベーション創出基礎的研究推進事業は、平成20年度からの新規事業で、中に技術シーズ開発型という基礎研究の部分の支援の枠組み、これは中に若手育成枠というものを持っております。それと、応用研究の段階の支援のタイプということで、発展型、その中にベンチャー育成枠というものを持っております。両事業は1つのイノベーション創出基礎的研究推進事業の中で行うことで、我々の意図としては、切れ目なく良い研究に資金を提供できるような枠組みというようなことで20年度から始めております。

それにつきまして、資料5-2、左側に指摘事項がずっとありまして、対応状況のほうは右側にありますけれども、ポイントは下線が引いてあるところでございます。まずはやはりきちんと透明・公正で合理的な審査・評価を行う体制を構築すべきということでございます。

少しおめくりをいただきまして、5-2の6ページをお開きいただきたいと思います。19年度までの前身事業、実はここにあります10名の審査委員の方で審査をしておりました。1次のところに制度なしと書いてありますように、この前身事業の方では1次審査をしていませんでした。今の事業では、1次書類審査、通常ピアレビューと呼ばれる体制を入れまして、総計で438名の方に委員をお願いをして、實際上出てきたものの専門分野に応じてお願いをしているということですが、そういう体制をとっております。

それから、審査委員のところも、黄色で塗りましたところ、委員を交代ということで、分野を少し変えておりますし、4名の方を追加をしております。肩書きのところをごらんいただきますと、民間の方とか、そういう点では通常の

農学部以外の方を追加をさせていただいて、透明・公正な審査体制の構築というところで取組をしたところでございます。

それから、続きまして、5-2の2ページ目の①の関係につきましても、具体的な指摘のところ、3ページ目に下線を入れてございます。中長期的視点に立って研究開発を推進すべき重点分野を示して、それに関する具体的な研究課題を募集すると、重点的に研究開発を推進する仕組みとすべきであるというところでございます。

先ほどの6ページの次に折り込みで資料を入れてございます。私どもの省には、私の肩書きにありますように、農林水産技術会議という外部の委員の方を入れたものがございまして、そちらの方で農林水産研究基本計画というものをつくっております。その中に農林水産研究の重点目標というものを定めておきまして、その折り込みになっておりますものの右側に重点目標の部分の抜粋をしておりますけれども、今後10年間程度を見通して重点的に取り組む研究開発の課題が重点目標として示されています。

資料の左側がイノベーション創出基礎的研究推進事業の公募要領に示しております研究分野ですけれども、この農林水産研究基本計画の重点目標を見まして、公募対象になる研究分野を定めております。例えば、1番、生物機能の解明による生産性の向上というのは、1の(1)重点目標のこういうところにつながるような基礎研究を進めたいということで定めておりますし、2番目のところも、高品質な農林水産物・食品の研究開発という重点目標に対して、基礎研究からそういうところへつなげていけるような高品質・高機能化ということで機能成分の同定とかそういうような例を挙げながら、研究分野の方を定めて実施をしておるところでございます。

5-2の3ページの同じところ、ご指摘を下線部で示してございます。若手研究者の自立支援やベンチャー育成に繋がる研究成果の創出をより促進する観点から、本事業において計画されている若手研究者枠の1件当たりの研究費やベンチャー育成枠の研究期間等の運用を弾力化すべきであるというご指摘をいただいております。以前の事業、実は若手も推進しておったんですけれども、それについては実はここにありますように、1件当たりの参加機関数に応じて研究費の額を決めたりとか、そんなことをしていたんですが、今回の20年度からのこの事業では、上限のほうを1,000万引き下げをし、参加研究機関数とかそういうものによるような予算枠の設定というのを廃止して実施しております。

ベンチャー育成枠の研究期間の弾力化という点では、研究終了時に高い評価を得た課題については、継続可能というようなやり方をとっております。

1枚おめくりをいただきまして、4ページ、制度評価の実施と制度改善への

活用についてということで、農研機構でこの事業を実施をしておりますけれども、外部の意見を聞きながら定期的に制度評価を行って、結果を制度改善に結びつけていく仕組みを整備すべきという点と、この大規模評価、19年11月からこの事業の実施までの間にレビューを行って、結果を制度設計に反映すべきということでご指摘をいただいております。

その点につきましては、事業開始後3年目に当たります22年度に農研機構が制度評価を実施することにしておりまして、今年度中にその仕組みを整備する予定にしております。

それから旧事業のレビューについては、19年1月に実施しております。今までご説明したような総合科学技術会議からのご指摘への対応を除いて例示したものですから資料にはこの2つのみの記載となっておりますが、実際には、それらを含めてレビューしております。通称e-R a dの導入とか、不採択課題への不採択理由の通知というようなことをこのレビューの中で言及し、現行事業で実際に対応をしております。

それから、研究成果のシームレスな普及・実用化についてということで、事業で得られた研究成果の一層の活用促進が図られるように成果情報の整備・広報等の取組を強化すべきであるということでご指摘をいただいております。それにつきましては、従来から成果発表会とかホームページへの掲載ということはしてきたところですが、新しくデータベース化をして検索機能を加えるというような取組をするということで、昨年度からホームページの改善に着手をしております、今年度中に利用可能にするということにしております。

それから、シームレスということで、私どもは競争的資金、基礎・応用段階のものと実用段階のもの2本持っておりますので、両方のPD、POの間で情報交換ということで、イノベーション創出の前身事業による終了近い課題の情報を、実用技術開発事業の方のPD、POに対して情報提供しております。

以上がイノベーション創出基礎的研究推進事業へのご指摘に対する対応状況でございます。

続きまして、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」につきましてご説明をさせていただきます。まず、資料5-3をお手元のほうへお出しをいただきたいと思います。それでは、まず資料5-1の7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」につきましては、実用段階の研究を支援をするということで実施をしております。研究領域設定型という私どもの方で研究領域をお示しをして中で研究課題を出していただくというタイプと、地域の活性化に資するという観点で、領域は示しませんで、地域での自由な発想を生かしてご提案をいただく現場提案型。それから、緊急時に

やっただく課題を提示いたしまして、公募する緊急対応型という、3つのタイプをこの事業の中で持っております。

資料5-1の8ページをお開き、下さい。8ページに、研究領域がどんなような設定になっているかというのがございます。21年度は21年度研究領域ということで、①から⑥、競争力強化のための生産システムの改善から始まりまして、⑥の省エネルギー、新エネルギー対策技術という、この6つの領域を示して研究課題の提案をいただいているという事業でございます。

この事業につきまして、指摘をいただいたものに対する対応状況でございますけれども、資料5-3の1ページでございますが、本事業の農林水産政策における明確な位置付けによる効果的・効率的な実施についてということでご指摘をいただいております。

それにつきましては、資料5-3の6ページをお開きいただきたいと思います。先ほどもご説明いたしましたように、私ども農林水産研究基本計画というものがございまして、その中の重点目標でございます。それに対して私どもプロジェクト研究ということで、この6ページの右側にありますようなプロジェクト研究を実施をしております。それぞれ研究の重点目標で対応するところに入れてございます。私どもの実用技術開発事業は真ん中にごございますけれども、このような対応の関係の中で、プロジェクト研究では実施をしないようなところ、例えて言いますと、実用技術開発事業の一番下のところに地域農林水産資源の再生と環境保全というものがございます。右側のプロジェクト研究では、バイオマスとか生物多様性の指標とか評価手法について研究しているわけですが、一方、この実用技術開発事業、では、通称地域資源と呼んでおります。これらの領域では、例えば海の底の部分の質を改良をして水産の関係の資源をふやそうというような研究とか、プロジェクト研究と重複がないような形で実施をしておるところでございます。

続きまして、資料5-3の2ページの②でございます。技術的課題及び研究開発目標の明確化ということで、中の文章中にごございますように、各方面からのニーズ、意見を踏まえた上で、行政部局で先ほどの研究領域を設定をしておりますけれども、この設定プロセスをより透明なものとするということで、行政部局が決定する際に外部有識者の意見聴取などを行うべきであるということ。

それから、研究領域の設定に当たって、課題解決につながる個別の研究課題が採択され、実効的な研究開発成果が創出されるように、想定される技術的課題や研究開発目標を明示すべきであるというご指摘をいただいております。

それにつきましては、私ども領域の設定に当たりまして、ニーズを把握をするということで、会議とかいろいろなイベントがあるときに事業の説明を兼ね

ていろいろと意見交換、情報交換をしております。

實際上どのようなことをしたかというのは資料5の3の7ページのほうにつけてございますけれども、大学の関係、県の関係、それから各府省共通でやっております産学連携推進会議、6月に、開催されましたが、そういうようなところでいろいろ事業の説明なり意見交換をさせていただいて、こういう研究が必要じゃないかというようなご意見もちょうだいをしております。その他、事業の説明会、それから関係府省と連携しての取組、そういうようなところでもいろいろな情報交換、情報収集をさせていただいております。

その結果、我々のほうでこういう研究領域を設定してはどうかということで整理をしたものにつきまして、資料にありますように、農林水産技術会議でご説明をした上で決定をして公表をしております。

それから、実際上の研究領域については、やはり提案をされる方にはっきりどういう中身のことをしてほしいのかとか、そういうことがわかるように公募要領で明示をしております。資料5の3の9ページから各領域の説明についてつけております。研究領域の目標、技術的課題を書いた上で、課題例として、私どものところには、林野とか水産とかもあるものですから、それでこういうような課題例をとということで、応募を検討される方にこういう点でわかりやすい形で課題例を示させていただいておるところでございます。

最後に、本年度の状況を少し簡単にご説明いたします。資料5-1の6ページをお開きいただきたいと思っております。ここにありますが現在の状況でございます。イノベーション創出基礎的研究推進事業について、実際上の応募数とか採択数を整理してございます。20年度はそこにありますような形で、全体が採択率12%というようになっております。21年度、現在審査の最終段階になっておりまして、まだ採択件数が確定をしておりますませんが、応募数を見ますと、こちらのほうは応募数がふえているという状態になっております。

それから、12ページをお開きいただきたいと思っております。これは実用技術開発事業の応募件数と採択件数の表です。こちらのほうは採択課題を5月19日に公表しておりますけれども、20年度は採択率が12%という状況だったんですが、21年度は、予算が増額したこと。それから、ここにありますように応募件数が若干減ったということ。それから、昨年予算のときのヒアリング時にもご指摘をいただきまして、上限を変えてはいないのですが、経費が一定より多い場合に理由をつけていただくような努力もいたしまして、採択率のほうは29.3%という結果になっております。

応募数が減った原因としましては、この事業のユーザーが民間と都道府県と大学と3つあるんですけれども、今、都道府県や民間のほうもなかなか予算的なものが厳しい状況であるというようなことも応募数の減にはあったのかな

というふうに、今の段階ではまだ詳細には分析しておりませんが、見ておきます。

以上でございます。

【奥村会長】ありがとうございました。

それでは、大変限られた時間ですが、農林省にご質問のある方は挙手をお願いいたします。

陽先生。

【陽委員】資料5-2の7ページをお開けになっていただいて質問します。まず、ここで農林水産省が食料・農業・農村基本計画というのを整理されたことは、非常に農業そのものがうまくまとまってわかりやすくなったと思うんです。その中で、重点目標というのを1から7まで書いてございまして、4番目に農山漁村における地域資源の活用のための研究開発というのがございます。ところが、今回の左側は、研究するための材料が1から8までございますね。その中に、農村・漁村における資源の問題が欠けている、これはどういう理由があるのか。あるいは農村・漁村というふうに、食料・農業・農村という区分けをしたにもかかわらずこの問題が抽出されていない理由が聞きたいということ、これが1点目です。よろしいですか。

それから2点目は、2番目のほうですけども、これの8ページをごらんいただきたいんですが、カラーの。これは資料5-1の8ページですね。この資料5-1の8ページには、左側にそれぞれの問題と、20年度と21年度の研究領域がありますが。私個人の考えですが、農業にしろ何にしろ、我が世界で一番重要な問題は、強力な鳥インフルエンザ、毒性の強い鳥インフルエンザの問題と、温暖化の問題が最も今重要な問題だろうと勝手に思っておりますけれども。この中で、鳥インフルエンザの問題は5番で読むのか、それから温暖化の問題は3番で読むのか。その2点をお聞きしたいんですが。読むとするならば、もっと強調して入れる必要がないのかどうか。

以上です。

【奥村会長】では。農林水産省。

【鈴木室長】まず、1番目のイノベーション創出のほうの農山漁村の重点目標の4番、農山漁村における地域資源の活用のためのところ、ちょっと左側でいいますと、ちょっと書き方が十分でないのかもしれませんが。4番目に有用物質及びバイオマスの活用という項目がありまして、例の方をごらんいただくと、我々の方の気持ちをおわかりいただけるかと思うのですが。

【陽委員】わからんね。

【鈴木室長】そちらの方でバイオマスとか実はそういうことで地域にあるこういう資源を活用していくのにつながるような基礎研究というようなことで実は

こういう領域の分野の設定をさせていただいているということでございます。

【陽委員】先ほど、いかに食料・農業・農村基本計画が良いと申し上げたのに、その農村という3分の1の項目が含まれているのが4番のバイオマスで読めと言われても私には読めない。

【鈴木室長】それから、2番目の実用技術開発事業の8ページの領域の関係ですけれども。鳥インフルエンザの関係につきましては、委員ご指摘のとおり、5番のほうで領域の対象にしております。

それから、実は温暖化の関係ですけれども、実用技術開発事業研究機関は、基本的に3年間なんですけれども、3年間の期間で研究が実際の現場で実用化できるというコンセプトで実施をしております。このため、温暖化の影響を緩和をするような技術開発につきましては①のほうで受けさせていただくというふうに考えております。

それから、温暖化なり資源の高騰というようなことで、違うエネルギーを使って暖房その他を省エネルギーにというような観点については⑥というところで受けさせていただくということにしております。また、特定の研究課題については、プロジェクト研究において、具体的な研究課題を設定し、総合的・体系的に研究開発をおこなっているところです。

【奥村会長】他にご質問等ございますでしょうか。

【本庶議員】一番重要なことは、この研究費の公明性、透明性ということであるということはかなり強調させていただいたわけではありますが。今回の改定によって、2つのプロジェクトのうちの第1の方は書面審査が取り入れられたと。問題は、それはだれがお決めになったのか。または、この増員された委員の選任はどなたがおやりになったのか。その仕組みが透明性、公正性というか、そういうことを担保されているのか、そこをちょっとお知らせいただきたいのと。

第2のプロジェクトについてはそういうことが全くわからなくて、農林水産省のブラックボックスの中に外部専門家がきていると。このPD、POというのはどういう形なのか。つまり、お役所でお選びになっているのか。そこを明確にさせていただきたい。

【鈴木室長】1番目の事業で1次審査を導入したのは、総合科学技術会議からのご指摘を踏まえまして、内部でレビューいたしましてセットということになります。

各委員の選定に当たりましては、そういう点では事務局のほうで外部の方からいろいろ情報収集をさせていただきまして、各分野、ここにありますように薬学とか医学など含めまして、お聞きをした上で選定ということですが。実際上、特に21年度からは外部の方を入れた評価委員の選定委員会というものを置きまして実際上選定をしていくという形で、さらに委員のご指摘のよう

なことを進めるべく取り組んでいるところです。

それから、2番目の実用技術開発事業につきましては、委員の選定といえますか、實際上こちらのほうの1次審査、2次審査という形で実施をしております。1次審査の書面審査の委員数はそういう点ではすべて大学、それからご指摘を別途いただいております民間の方、それから都道府県の普及の方、そういうような方を選定をいたしまして、領域ごとに2次審査のほうの実施をしております。

そういう点で言いますと、どういう観点で審査をしているか、ないしは配点その他もそういう点では公募要領にすべて公表させていただいて実施をしております。我々としてはブラックボックスではなくて透明性をもって進めておるというつもりでおります。

それから、POの関係、説明がちょっと不足した部分がございますが、このもの自体については、外部の方をお願いしております。資料5-3の15ページでございますように、我々のほうでこの名簿の25人の方に専門POということで直接研究チームの進行管理をやっていただくようお願いをしております。名簿にありますように、民間の方、それから大学の方、私どもの独法のOBの人、そういうような構成でありますけれども。そういう点では都道府県の方とか含めましてかなりの部分、農林水産省からしますと外の方をお願いをしているというつもりでございます。

さらに、ここで外部をお願いをしたPOから私どもの総括POと呼んでおります6名のほうへ情報をいただいて、連携をとった形にしております。その連携がきちんととれますように、私どものほうの総括POをお願いをしておりますPOの一堂に会しました会議も開催いたしまして、役割分担等のご説明をして、事業を進めさせていただいておるところでございます。

【奥村会長】そろそろ質疑は終了して、よろしいでしょうか。

それでは、農林水産省の方にはまた改めて例えば資料提出等お願いするかもしれないので、その節は対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

【鈴木室長】わかりました。

【奥村会長】それでは、関係府省並びに傍聴席の方はご退席をお願いします。

(関係府省、傍聴者 退席)

【会長】15分ほどのお時間で、これから3件の対応の基本的な方向性をご議論いただきたいと思います。

それでは、初めの経済産業省の案件についてご意見をお願いします。

【委員】指摘事項3点に対して、相乗効果を発揮させるための計画がどうなっ

ているのかとか、高精度にマッチングさせるためにどういうふうに計画的に取り組もうとしているのか。それから、国際競争力のある研究開発を推進するためにどういうふうに計画を持ってらっしゃるのが実はよくわからない。お金をばらまけば何かやれるんじゃないか、推進するんじゃないかみたいに聞こえた。具体的な計画の中身がなかったので、非常に問題かなと思いました。

【議員】経済産業省において、何があったらこの投資がうまくいったんだと判断しているのか、判断したいのが、それを明示すべきである。それがないと、評価のしようもないのではないか。

【委員】今のご意見と、問題意識は全く同じですが、目標に掲げた3年後に30%の事業化を達成するために、24年度までに何をしようとしているのが全く見えない。経済産業省として、それぞれの事業の中でどのような具体的な計画を立てているのかを示していただきたい。

【委員】このプログラムを実施する前提となっている状況が理解できない。4-1の2ページ目にあるように、大学や研究機関には研究の種があると。企業側はそういう研究設備もないし研究もできないと、だから大学に頼るんだと、こういう前提なんですよね。企業が何かやりたいというのがあると、それをやっている大学は全国どこにあるか、やってるかやってないかわからない。企業のニーズをベースに大学で研究していただくということは大いにあるに違いない。だから、大学でやっている研究を企業にトランスファーすればイノベーションの起こる産業になるという前提に立っている。この2ページを見るとそういうふうに見えるんです。そういうことって余りないんじゃないか。

例えばカリフォルニアの大学発ベンチャーの話の話を聞けば、そういうことがあったら大学が始めます。TLOなんてそこでは余り出て来ない。日本では大学の人は自分で仕事をやろうとしてもCEOが見つからない。組織ができないからできない。それを企業に頼むとできる、企業があればそれをやるかもしれませんが、そういうのをイノベーションとは言わない。大学発のそういう技術を企業が受け取って、その企業が産業化するというのは、そういう筋書きは、どこかで夢があるけれども、余り現実的でない想定のような気がする。そういう前提に基づいて全部つくられている。

多くの大学のTLOなんかもそうなのかもしれませんが、大学と企業の新技術に対する期待のすれ違いというようなどころが多いにある。この2ページ目、目標とするアウトカムを実現するための取組というのは、そういうすれ違いのもとになっていると整理されている。

この指摘事項をちゃんとよく考えてみると、今みたいなすれ違いを避けて効果を出せる、大学には技術があるので、それを企業がうまくマッチングできれば、それで何かイノベーションになるというような生易しいことだったら相乗

効果なんていう言葉はいらない。

何かちょっとそこのところ、最初からすれ違っていたような気がしないでもない。

【会長】先ほど委員のご発言にもありましたように、事前評価のときに、いわゆる事業化率を3割とか4割にするという目標がありまして、それを達成するには相当の努力をしなければならぬのではないかという議論があったわけです。それがいろいろな仕組みの相乗効果とかいうことを活用してそこへいきたいということだったはずです。

今のご指摘のとおり、そこに対する明快な説明がなかったのではないかとこのように思います。

【委員】取りまとめの評価検討会の座長として、その観点で少し申し上げます。1つは、きょうの経済産業省側の説明は、皆さんご指摘のように、やや指摘事項に対する回答を明確にはしてなかったんじゃないか。もう少し指摘事項に沿った回答をすべきであったなというふうに思います。

私もある意味では関連者でもありますので、できたらもう少し経済産業省側から追加の説明あるいは資料提供をいただきたいと思います。

例えば1番の、シナジー効果的なことの指摘ですけれども、これについてはもともとこの総合科学技術会議の中でいろいろなプロジェクトが相互に連携したらもっとうまくいくであろうというので、連携施策群というのをかつて設けて、その連携施策群の1つとして、文部科学省の知的クラスターと経済産業省の産業クラスターをいかに連携するかということを進めてきたわけでありまして。そういうような連携施策というものが実際には効果を発生してきていたという事実は私はあると思うのですね。その辺がまず重要なことであって、その成果を受けた上で、先ほど経済産業省からご説明があったように、新たに今年度から産学拠点というものを全国につくっていきこうというふうに具体的な形をつくってきたということをもう少し強調すべきではないかなと思います。

それから、2番目の、高精度なシーズとニーズのマッチングということですが、ここに書かれている説明はやや現実の答えではないかなと思います。私から見ると、やはり高精度なマッチングがある程度できてきているのは、優秀なコーディネーターを相当数全国に配置して、そのコーディネーターが大学側とそれから民間側をうまく結びつけてきたというそういうような実績のもとにプロジェクトを推進してきて成果を上げてきているのではないかなというふうに思います。

それから、3番目の地域の強みを生かして国際的にも優位性を持つというのは、これもある意味では連携でありますけれども、JETROを通してのローカルトゥローカル事業の中で、海外の状況をよく知りながら、その海外の状況

と国内というものを合わせて、海外とも連携をしながらプロジェクトを進めてきているというようなそういうところが本来は強調されるべきではなかったかなと思います。

それから、全体的には、何人かの委員がご指摘されたような問題点はわかりませんが、このプロジェクトの難しさは、ここに書いてありますように、地域イノベーション協創プログラムなんですね。個別の特定のプロジェクトを採択したのではなくて、非常に小中規模のたくさんプロジェクトを公募して、集めて、全体のプログラムとしている。その点が他の、例えばジェット機を上げるだとか海底探査をするという特定のプロジェクトではないという、そのところをまず理解していただかないと判断が異なってくるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【委員】資料4-2の指摘事項の2番目ですが、豊富な経験や知識を有するプロジェクトマネージャーを置くことや、豊富な経験や多彩な知識を有するマッチングコーディネーターを各地に配置することは、なぜ置かなければならないのかということが理解されていないんじゃないか。資料4-1の2のところの成果というのが全く定性的な話ばかりで、定量化されたものがない。実際に物を出すと言うことがアウトカムとして大事なことである。そのために優秀なプロマネとかコーディネーターを置きなさいと言っているんです。置きますと言いながらここには成果が全然出ていない。ということは、非常に砕けた言葉で言えば、指摘したことに対しては答えているけれども、成果として本当に期待されるものは出て来ないんじゃないかなという危惧がされるというふうに思っています。

【委員】地域によって共同体への参加機関数に差があるというのは何をあらわしているかという解釈は難しいのですが、次のようなことも考えられます。私が昨年、関東地方の県の研究所の評価をさせていただいた際に、そこは産業関係の研究所ですが、まさに同じようなこと、こんなことやってるんですね。だから、もう既にそういうことが実際にできているところというのが関東圏や関西圏で、参加機関が多いところはできていない。だから、地域の状況によって、そういうふうに行っているものをどう組み込むか、あるいは邪魔をしないようにするというほうが良いんじゃないだろうかということも検討していく必要があるのではないかと思います。なぜこういう地域差があるんだろうかというところをもう少し細かく見てもらって進めていただく必要があるのではないかなというふうに思いました。

【会長】はい、ありがとうございました。

それでは、経済産業省に対して今いただいた質問については、再度、書面で

すけれども、提出させていただくようにしたいと思います。

続いて、農林水産省の2件についてのご意見をお願いします。

【委員】個別課題の審査・評価における透明・公正性については、確かにピアレビューを導入した、評価員の数をふやした、それを選考する委員会もつくったというように形は整えられている。それによって本当に透明・公正性が増したのかどうかという中身が余り伝わってこなかった。だから、本当にどういふふうに行われて、どういふふうに変ったのか見極めることが必要だと思いました。

それから、もう1つ大事なものは、基礎研究のほうでは重点分野を示すこと、それから実用技術開発事業のほうでは研究の領域の設定について、有識者の意見を聞くというプロセス。そのことについては確かに意見を聞いたとか、重点分野を選んだとかという記述はあるのですけれども、それが本当に妥当なのかどうかです。全体を見渡して落ちがないのかとか、ここに十分反映されていないんじゃないかといった、全体を見て評価するような仕組みがあったのかどうかということを見極めることが必要だと思います。

【委員】研究領域の設定過程についての問題提起に関してですが、19年度から20年度というところ、この分野では中国産の食品の安全性の問題が表面化した時期だと思うんです。そういう事態があって、それに応える国レベルの研究開発というのはそれなりにあるのではないかというふうに思います。

研究領域の設定過程で外部有識者の意見聴取を行っておられると思うんですが、それがシーズドリブンで行われる意見聴取と同時に、社会的、経済的なニーズドリブンで行われる聴取というのが両方ないと良いプログラムにならないのではないかというふうに思っております。

シーズ面は良いのですが、ニーズドリブンの機動的な研究テーマ設定、領域設定というのできるような仕組みにきちんとなっていたのかどうかということについて問題提起したいと思います。

【委員】研究領域に関して、どういう分野を重点にするかとか、あるいはどういう領域が大切なのかをきちんと示した上で、10年を見越した政策をするという説明でした。

イノベーションの創出基礎的研究推進事業は、これまで基礎研究推進事業と、異分野融合研究支援による応用研究推進事業が別々だったのを今年度から両者を一体化したものになっております。ところが以前にも基礎研究と応用研究を同一にしたプロジェクトが実施されていたと思います。つまり、5年程度で方針が変わっているように見受けられます。

このような大きな方針転換はどのようなプロセスで決定されるかです。これまでの成果を評価をし、問題点をクリアにし、その結果、どういった方針・指

針が立てられ、新規プロジェクトが決まるのでしょうか。その方針は長期的視野で立てられているのでしょうか。むしろ事業方針は短期的に変わっているように見えます。

農林水産省には、関連の研究機関がたくさんあります。研究機関のミッションとしての研究領域と本日ご提案のあったような研究推進事業との関連性はどのようになっているのでしょうか。その辺のすみ分けが必ずしもはっきりしないところがあります。つまり、新プロジェクトの提案の経緯をもう少し明らかにすることが重要だと思います。

【委員】ちょっと1つだけですけれども。このプロジェクトは退任された手柴委員がたしか座長でおまとめになって。あのときに私の記憶では相当にかんかんがくがくたる議論があって長時間を要しましたよね。その中で大きい課題は、きょうの議論にも私は関係していると思いますけれども、3つあったと思うんですね。

1つは、本庶先生がご指摘の、公募の透明性、それがいかにきちんとしているか。2番目が、採択するときの制度の問題で、制度はどういうふうになっているのであるか。3番目が、今先生ご指摘のように、個別の領域はどういう範囲で設定すべきであるかというようなことがあったと思います。

そういうことに対して指摘事項がこの委員会でしたと思いますが、本日の回答は、あるいはその答えが、その3つのジャンルごとにきちんとされているかどうかということはやや私は不明に思いましたので、もう少し農林水産省のほうからその3つに分けて、基本的な回答をいただけたらありがたいなと思います。

【会長】

ただいまご意見いただきましたような点を再度経済産業省及び農林水産省に書面による意見聴取をして、先生方にお配りさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】それでは、ご説明させていただきます。本日ご意見出ました、あるいは資料要求が出ました事項につきましては、早急にまとめて両省に補足説明をお願いをさせていただきたいと思います。それを受けまして、追加のご意見がございましたら、来週の金曜日までに提出願います。それまでには資料を入手して、先生方に配れるように手配をしたいと思います。

先生方のご意見をもとに、次回7月2日の評価専門調査会までに事務局で案をまとめて、先生方には事前にお送りさせていただきたいと考えておりますけれども、ご議論いただければというふうに思っております。

なお、事前評価の説明の中にこの事業のねらいなり概要なりは出ております

し、今回は事前評価のフォローアップですので、事前評価と同じ質問をもう一度各省に投げかけるにはなかなかできないということもございます。少し資料自体は全体を整理、求める資料は整理させていただきたいと思います。

以上でございます。

【会長】 それでは、本日の議事概要はまたご確認の後、公表させていただくことといたします。

どうも遅くまでありがとうございました。

—了—